

知的財産推進計画2016で挙げられた特許庁関連施策一覧表

- 全212施策(*)中、70施策が特許庁が関連する施策
- 特許庁関連の施策を以下の3つに分類
 1. 特許庁として重点的に取り組む施策
 2. 特許庁として取組を推進しておりニーズを踏まえ着実に実施する施策
 3. 特許庁として他機関に対して協力を行っていく施策

(*) 知財推進計画2016中、アーカイブ及びコンテンツ関連施策は除く

全 施 策		212
(内) 特許庁関連施策		70
1. 特許庁として重点的に取り組む施策 (別紙1)		32
2. 特許庁として取組を推進しておりニーズを踏まえ着実に実施する施策 (別紙2)		29
3.他機関に対して協力を行っていく施策 (別紙3)		9

特許庁として重点的に対応する施策

第 1. 第 4 次産業革命時代の知財イノベーションの推進

1-1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築

	施策名	施策内容	対応方針
1	人工知能によって自律的に生成される創作物・3Dデータ・ビッグデータ時代のデータベースに対応した知財システムの検討	A I 創作物や 3 D データ、創作性を認めにくいデータベース等の新しい情報財について、例えば市場に提供されることで生じた価値などに注目しつつ、知財保護の必要性や在り方について、具体的な検討を行う。(短期・中期)	2016 年度に調査研究を実施。年度末までに、A I 技術により人を介さずに創作が行われる時期を予測しつつ、A I を利用した発明を現行特許法で保護する可能性等を整理するとともに、特許権や意匠権を有する物品の 3 D データについて、主に間接侵害の成否の観点から権利保護の可能性を整理する。
2	産業構造の変化に対応した産業財産権制度等の構築	I o T・ビッグデータ・人工知能といった言葉に代表される第 4 次産業革命時代において、グローバルなイノベーションの創出につなげていくための産業財産権制度等の在るべき姿を総合的に検討する。(短期・中期)	第 4 次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会(資料 3-3)において検討。年度末までに中間整理を行う。特許制度小委員会においても並行して検討を行う。
3	デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策	ネットワーク関連発明について、海外に置かれたサーバーから我が国ユーザ	2016 年度に調査研究を実施。年度末までに、国境を跨ぐ侵害行為に対す

		ーを対象にサービスが提供される場合等の国境を跨いで構成される侵害行為における知財の適切な保護の在り方について、調査研究を行う。(短期)	る、現行法での保護の可能性を整理するとともに、我が国における特許権の適切な保護の在り方を検討する。
--	--	---	---

1-2. オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進

	項目名	施策内容	対処方針
4	橋渡し・事業化支援機能の整備	地域の技術シーズを活用して新規事業創出につなげるため、事業プロデューサーを地域に派遣し、地域の技術ニーズと技術シーズを掘り起しつつ、金融機関、専門家等のネットワークを構築・活用しながら、事業プロデュース活動を実施する。(短期・中期)	地域知財活性化行動計画(資料 2-1「活用に係る支援」③)に基づき実施。 「地方創生のための事業プロデューサー派遣事業」により、事業プロデューサーを2016年10月以降2018年度末まで、埼玉県、静岡県、福岡県の機関に派遣し、地域の技術ニーズと技術シーズを掘り起しつつ、地域のネットワークを構築・活用しながら、事業プロデュース活動を実施予定。
5	橋渡し・事業化支援人材の連携	事業プロデューサー、マッチングプランナーなどの橋渡し・事業化支援人材の知見を共有し、相互の連携を促す。(短期・中期)	地域知財活性化行動計画(資料 2-1「活用に係る支援」③)に基づき実施。 2016年10月以降、事業プロデューサー間で情報共有等を行う場に、マッチングプランナーなどの橋渡し・事業化支援人材の参加を要請予定。

6	営業秘密情報の保管システムの構築	営業秘密流出事件等における営業秘密や先使用権の保有の立証を円滑にするための手段として、企業等において秘匿管理される技術ノウハウ等の電子文書に付されたタイムスタンプ情報を長期保管するシステムの開発を進め、2016 年度内に完成させる。（短期・中期）	2016 年度に設計・開発を実施。年度末までに INPIT にてサービスを開始する。
7	総合知財戦略構築支援を可能とする人材育成	ビジネスモデル検討段階から訴訟対応等の権利行使段階までを視野に入れた上で、知的財産に関する法律的な知識や海外情報等も踏まえた事業戦略と連携した知財マネジメント戦略に関する知見を包括的に提供できる場の整備により、中小・ベンチャー企業において、特許・意匠・商標・ノウハウ等を考慮した、総合的な知財マネジメント構築を支援できる人材の育成を引き続き強化・実施する。（短期・中期）	2016 年度まで委託事業を実施。年度末までに教材等及び研修プログラムを INPIT にて開発する。
8	世界を舞台に活躍できる知財人材等を育成するための場の整備	政府が中心となって世界を舞台に活躍できる知財人材を育成するため、企業の経営者等を対象とした知財人材育成プログラムを開発し、その活用を促進する。（短期・中期）	2016 年度まで委託事業を実施。年度末までに教材等及び研修プログラムを開発する。

第 2. 知財意識・知財活動の普及・浸透

2-1. 知財教育・知財人財育成の充実

	項目名	施策内容	対処方針
9	教材等の充実	産業財産権のみならず、不正競争防止法、著作権法、標準化等に関する最新の話題も考慮しつつ、知財教育に資する教材等の在り方を検討した上で、知財教育向けの教材を開発・普及する。（短期・中期）	2016 年度に教材等の在り方を検討する調査研究を実施。調査結果を踏まえ、2017 年度以降に必要な教材を開発する。

2-2. 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進

	項目名	施策内容	対処方針
10	戦略的な知財の普及活動	知的財産に馴染みのない地域中小企業に対して戦略的に知的財産の普及を図るため、知財総合支援窓口による積極的な普及活動を実施するとともに、地方公共団体、金融機関、中小企業診断士、商工会・商工会議所等の中小企業支援関係者に対する知財の普及啓発を全国的に行うことを通じて、中小企業の知財の活用を推進する。（短期・中期）	地域知財活性化行動計画（資料 2-1「横断的支援」①）に基づき実施。 2016 年度より、知財総合支援窓口において、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）を活用することにより支援対象を地域の核となる中堅企業まで拡大し、より多くの企業に支援を実施するとともに、窓口における普及啓発活動の更なる拡充を図る。また、金融機関をはじめとする各中小企業支援関係者に対して、セミナー等を通じて知財制度や関連する支援施策の

			普及を図る。
11	ビジネスにおける知財活用に関する相談機能の強化	中小企業からの技術相談に対し、適切な橋渡し・事業化支援人材事業につなぐことによって産産連携及び産学連携を活性化させるため、よろず支援拠点と各種の橋渡し・事業化支援人材との連携を進め、相談体制を強化する。(短期・中期)	地域知財活性化行動計画(資料2-1「活用に係る支援」③)に基づき実施。 全国の知財総合窓口とよろず支援拠点との連携を強化し、中小企業の技術・事業化に関する相談に適切に対応する。(2019 年度まで連携件数を 1,500 件) さらに、本年度から埼玉県、静岡県、福岡県に派遣する「事業プロデューサー」が、よろず支援拠点から紹介された中小企業等に対する支援が可能かを検討する予定。
12	先導的・意欲的な地域の知財活動の促進	地域における知財支援力の向上を図る活動を全国へ展開すべく、意欲的な地域の中小企業支援関係者による先導的な知財支援活動に対する支援を強化する。(短期・中期)	地域知財活性化行動計画(資料2-1「活用に係る支援」②)に基づき実施。 「地域中小企業知財支援力強化事業補助金」予算を 1.5 億円(2015 年度)から 2.0 億円(2016 年度)に増額。2016 年度は全国で 26 件の活動を支援。

13	地域中小企業の知財活動支援の強化	地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業に対する支援を強化するため、地域の中小企業等との接点となる知財総合支援窓口を担当する（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）を活用し、包括的な特許情報分析や SWOT 分析を始めとする知財競争力分析等による事業展開力向上に関する支援を実施する。（短期・中期）	地域知財活性化行動計画（資料 2-1「取得に係る支援」③）に基づき実施。 2016 年度から、知財総合支援窓口を担当する（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）を活用し、中堅・中小・ベンチャー企業の事業成長につなげるための特許情報等の分析結果を活用した支援強化を検討。
14	融資における知財活用の促進	金融機関による企業の事業性評価における知財活用を促進するため、「知財ビジネス評価書」について、利用者たる金融機関の意見を踏まえつつ使いやすくするなど、その作成支援を強化するとともに、産業財産権専門官による金融機関への個別訪問や金融機関の職員等を対象とした知財セミナーの開催、知財金融シンポジウムの開催などの包括的な取組について一層の拡大を図る。また、知財ビジネス評価書を活用した融資事例などを収集分析したマニュアルを作成し、金融機関へ配布する。（短期・中期）	地域知財活性化行動計画（資料 2-1「活用に係る支援」①）に基づき実施。 2015 年から実施している「知財ビジネス評価書」の作成支援等により、全国の地方銀行・信用金庫・信用組合（全国 540 機関）での知財に着目した融資の円滑化を促進。（2019 年までに 47 都道府県の 300 機関に普及）

15	地域における知的財産の権利化・活用支援	地域の中小企業等の知的財産の権利化及び活用を支援するために、出張面接・テレビ面接・巡回審判を充実させる。(短期・中期)	地域知財活性化行動計画(資料2-1「取得に係る支援」④)に基づき実施。 新規に開始される弁理士会によるテレビ面接に関する研修への協力に加え、リーフレットの配布や、巡回特許庁等の機会を利用した普及・啓発活動を行うことで、出張面接・テレビ面接・巡回審判の利用を促している。(2020年度までに、地方における面接件数を1年あたり1000件とする)
16	地域における知的財産の権利化・活用支援	地域の中小企業等の知財活用を促進させるため、巡回特許庁の回数を増やし、各地域において知財制度や知財支援策等の周知を強化する。(短期・中期)	地域知財活性化行動計画(資料2-1「横断的支援」①)に基づき実施。 巡回特許庁について、地域の出願人等の制度ユーザーの利便性の向上や知的財産の未活用企業などへの意識啓発を目的として、2016年度は、近畿・中部・中国・九州の4地域において、出張面接審査や知財活用促進のための事業(シンポジウム、PR展示等)等と組み合わせて実施。 2017年度は、全国各地域の中小企業等の更なる知財活用を促進さ

			せるため本事業の拡充を図る予定。
17	手続の簡素化等の支援策や特許料等の検討	2016 年 4 月から施行された料金制度（特許関係料金・商標関係料金の低減、及び国際出願に係る国際調査手数料等の改定）を広く周知するとともに、中小企業等に対する特許等の出願拡大に向けて、手続の簡素化等の支援策や特許料等について検討を行う。(短期・中期)	地域知財活性化行動計画(資料 2-1「取得に係る支援」①)に基づき実施。 本年 4 月から特許料等を 10%引き下げ。当該施策について、本年度、10 万部以上のパンフレットを、全国の知財総合支援窓口、商工会議所、商工会等に送付して周知を実施。 今後の料金改定について、本年度中に軽減策の効果等を調査・検証。 手続の簡素化については、法制面、情報システム面の課題を整理した上で、可能な限り早期に実施予定。
18	T P P 協定を契機とした中小企業の海外展開に向けた知財支援の強化	T P P 協定を契機とした中小企業の海外展開を知財面から支援するため、中小企業の保有する知的財産の権利取得から権利行使・権利活用まで一貫通貫の支援の更なる強化を図る。(短期・中期)	地域知財活性化行動計画(資料 2-1「取得に係る支援」②、「活用に係る支援」④、「保護に係る支援」①、②)に基づき実施。 外国出願の支援、海外ビジネス展開支援、海外での侵害対策への支

			援、海外知財訴訟保険の創出など、知財の取得・活用・保護の各段階で中小企業の海外展開を支援。 (2019 年までに、中小企業の海外出願率を 20%に向上)
19	農林水産分野でのブランド化の促進	農林水産分野でのブランド化の促進のため、「地理的表示保護制度」及び「地域団体商標制度」の両制度を活用したブランド支援策について、セミナー等を通じて普及啓発を行う。また、各制度の地域相談窓口間の連絡体制など、両者の協力に向けた環境整備を行う。(短期・中期)	地域知財活性化行動計画(資料 2-1「横断的支援」①)に基づき実施。 知財総合支援窓口において、農産品に係る相談・支援を実施し、農林水産分野の知財の保護・活用を促進。(地域の特色を踏まえながら、必要に応じて、地域レベルでの目標を設定) なお、知財に関するセミナーの開催等については、農水省と特許庁が連携し、着実に実施。

第 4. 知財システムの基盤整備

4-1. 知財紛争処理システムの機能強化

	項目名	施策内容	対処方針
20	適切かつ公平な証拠収集手続の実現(提起後)	訴え提起後の証拠収集手続に関して、現行の書類提出命令を発令しやすくするよう、具体的態様の明示義務が十分に履行されなかった場合に同命令が発令されやすくする方策や同命令と秘密保持命令を組み合わせる発令できるようにすることや、中立的な第三者が被疑侵害者に対して査察を行う制度（提訴後査察）について、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、具体的に検討を進め、2016 年度中に法制度の在り方に関する一定の結論を得る。（短期）	地域知財活性化行動計画（資料 2-1「保護に係る支援」④）及び資料 3-4 に基づき実施。 特許制度小委員会にて検討。2016 年度中に法制度の在り方に関する一定の結論を得る。
21	適切かつ公平な証拠収集手続の実現(提起前)	訴え提起前の証拠収集手続に関して、現行制度の利用例の共有等を進めるとともに、現行制度が活用されていない要因の分析及びその具体的改善策の可能性について検討する。（短期・中期）	
22	ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現(考慮要素の明確化)	現行特許法第 102 条第 3 項に関して、通常の実施料相当額を上回る損害額の算定がより容易にできるようにするための考慮要素の明確化について、産業界を始めとした関係者の意見	

		を踏まえつつ、具体的に検討を進め、2016 年度中に法制度の在り方に関する一定の結論を得る。（短期）	
23	権利付与から紛争処理プロセスを通じての権利の安定性の向上(求意見制度等)	専門官庁によるレビュー機会の拡大としての侵害訴訟における特許庁に対する求意見制度や権利の逐次安定化を図るための特許庁における有効性確認手続、侵害訴訟における訂正審判請求等を要件としない訂正の再抗弁について、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、具体的に検討を進め、2016 年度中に法制度の在り方に関する一定の結論を得る。（短期）	
24	権利付与から紛争処理プロセスを通じての権利の安定性の向上(明らかな要件の導入の是非等)	侵害訴訟等において権利の有効性が推定されることを確認的に規定するための明らかな要件の導入の是非及び訂正審判等の要件緩和等の是非等について、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、具体的に検討を進め、2016 年度中に法制度の在り方に関する一定の結論を得る。（短期）	

4－2. 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化

項目名	施策内容	対処方針
	世界最速・最高品質の審査を実現	目標達成に向けて、2016 年度は

25	特許審査の迅速化と品質の向上	し、その審査結果を国内外へ早期発信し、世界をリードするために、審査請求から特許の「権利化までの審査期間」（標準審査期間）と「一次審査通知までの期間」を、2023 年度までに、それぞれ、平均 14 か月以内、平均 10 か月以内にするとともに、特許審査の品質の維持・向上を図り、「強く・広く・役に立つ特許権」を付与するため、審査官の確保等の特許審査体制の更なる整備・強化を行う。（短期・中期）	「権利化までの審査期間」平均 16 か月、「一次審査通知までの期間」平均 11 か月をそれぞれ切るとともに、審査官協議を充実するなど、審査の品質管理システムを一層強化するべく、特許審査の取組を推進する。 2017 年度以降の特許審査体制の強化に向けて、任期付審査官を含めた審査官の確保に努める。
26	新興国等への我が国知財システムの普及と浸透	T P P 協定などを契機に一層グローバル化する我が国企業の活動を支援するため、我が国の審査官を始めとする知財人材の新興国等への派遣、新興国等からの知財人材の受入れ、他国への審査協力等を通じて、審査基準・審査実務・知財人材育成方法などの我が国の知財システムの普及と浸透を図る。（短期・中期）	グローバル化に対応する知財システム（資料 1「知財システムの整備支援」）に基づき、実施。 インドの新人審査官の研修講師としての特許審査官の派遣（2016 年 4-5 月、8 月）、アセアン加盟国の特許審査官等を対象とした特許審査基準コースでの受入れ（2016 年 9 月）をはじめとした 11 コースの招へい研修の実施等、各種協力を実施済み。今後も、知財人材の派遣・受入等、他国への各種協力を実施予定。

27	新興国等における司法の知財人材の育成支援	新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する。（短期・中期）	グローバル化に対応する知財システム（資料 1「知財システムの整備支援」、「海外でのエンフォースメント強化」）に基づき、実施。 JICA プロジェクトの下、インドネシアの知財司法人材の受入れ（2016 年 7 月）を実施。今後は、知財保護法律家コース（2017 年 2 月予定）等において、新興国等の司法関係者等を対象とした研修を実施予定。
28	特許審査ハイウェイの拡充	海外展開を図る我が国企業が各国で早期に特許権を取得可能とするため、ユーザーニーズを踏まえ、引き続き、特許審査ハイウェイの各知財庁における運用の明確化に向けた海外知財庁との協力を進めるとともに、特許審査ハイウェイの拡大を図る。（短期・中期）	グローバル化に対応する知財システム（資料 1「日本の審査結果の発信の強化」）に基づき、実施。 ユーザーニーズを踏まえて、二国間及び多国間交渉の場を通じて、特許審査ハイウェイ（PPH）の各知財庁における運用の明確化に向けた海外知財庁との協力を進めるとともに、インド、ブラジルへの拡大、及び、ASEAN における実効性の確保に重点を置いて、二国間の PPH 及び多国間の PPH への参加を促し、PPH の拡充を図る。

29	特許審査における海外知財庁との連携の推進	昨年度開始された日米協働調査試行プログラム（2年間）について、着実に運用するとともに、更なる枠組みの改善策について米国特許商標庁との調整を進める。（短期・中期）	グローバル化に対応する知財システム（資料1「日本の審査結果の発信の強化」）に基づき、実施。 2015年8月から開始された日米協働調査試行プログラム（2年間）について、着実に運用するとともに、更なる枠組みの改善策について米国特許商標庁と調整し 2016年8月より申請要件の緩和を実施。
30	国際調査における海外知財庁との連携の推進	特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の国際調査において、各庁審査官が協働して審査を行う枠組みについて、海外知財庁と協力して検討を進める。（短期・中期）	グローバル化に対応する知財システム（資料1「日本の審査結果の発信の強化」）に基づき、実施。 2016年6月の五庁長官会合で、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の国際調査において各庁審査官が協働して審査を行う枠組みについての五庁による試行開始に合意。10月の五庁実務者による会合で具体的なスキームについて検討を始め、来年6月より試行開始予定。

31	特許情報発信の強化	海外も含めた特許情報へのアクセスに関するユーザーの負担を軽減するため、特許情報プラットフォームから国内・海外の特許出願・審査関連情報を一括して提供可能とするなどのインフラの更なる整備を進める。（短期）	特許情報プラットフォームから国内・海外の特許出願・審査関連情報を一括して提供可能とするサービスを7月より開始。引き続き、海外を含めた特許情報へのアクセスを改善するために、特許情報プラットフォームの更なる整備を実施する。
32	特許行政事務の高度化・効率化	産業財産権を取り巻く環境の多様化・複雑化や特許、実用新案、意匠、商標を含む特許行政事務の業務量の増加に適切に対応していくため、人工知能技術を活用した更なる業務の高度化・効率化の可能性を中長期的に検討する。（短期・中期）	2016年度に調査研究を実施。年度末までに、特許行政事務におけるAIの適用可能性を網羅的に調査し、適用可能な業務についてロードマップを作成予定。

特許庁として取組を推進しておりニーズを踏まえ着実に実施する施策

～特許庁として既に取り組んでいる施策であり、ユーザーのニーズを踏まえつつ引き続き対応を進める施策～

第 1. 第 4 次産業革命時代の知財イノベーションの推進

1-2 オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進

	施策名	施策内容	実施状況
1	大企業の実施の後押し	中小企業との知財ビジネスマッチングに積極的に取り組む大企業を後押しするため、知財功労賞等の表彰制度を活用するとともに、各地で行われている知財連携の好事例を共有する機会や手段を活用し、これらの取組を広く周知する。（短期・中期）	中小企業との知財ビジネスマッチングに積極的に取り組む大企業を後押しするため、知財連携により地域・中小企業の活性化を支援している大企業の取組について、各種媒体やイベント等を通じて広く周知するとともに、その取組を重点評価すべく、知財功労賞等の表彰制度を積極的に活用。
2		知財ビジネスマッチングをはじめとする中小企業と大企業との知財連携に関する取組の拡大に向けて、業界団体の協力の下、業界ごとの取組を促す。（短期・中期）	知財ビジネスマッチングなどの知財連携に関する取組事例を業界団体に紹介し、かつ、業界団体から会員企業に対して、知財マッチング等を通じた中小企業との連携について積極的に取り組むよう依頼。

3	開放特許情報データベースの充実・活用	企業、大学、研究機関等の開放特許をインターネット上で一括して検索できる開放特許情報データベースを充実させるよう、企業、大学、研究機関等に開放特許の拡大を要請するとともに、同データベースと橋渡し・事業化支援人材との連携を図る。（短期・中期）	開放特許情報データベースの効果的な活用という観点から、開放特許の拡大に向けた適切な要請先及び橋渡し・事業化支援人材との連携について検討するとともに、必要に応じ、順次、開放特許の拡大の要請と橋渡し・事業化支援人材との連携を開始。
4	大学における知財活用の推進	大学における事業化を見据えた産学連携プロジェクトに対し、知的財産の権利化等に関する支援や知的財産戦略の策定等の知財マネジメントの支援を充実する。（短期・中期）	大学における事業化を見据えた産学連携プロジェクトに対し、産学連携知的財産アドバイザーを派遣。
5	共同研究成果取扱いの在り方	大学等と企業との共同研究契約における特許出願と契約の在り方の検討結果を関係者に周知し、本格的な産学官連携の実現に向けて、研究成果の柔軟な取扱いを含めた共同研究契約の実現を促進するとともに、経営レベルでの産と学の対話を通じて産学双方のパートナーシップを強化していく。（短期・中期）	大学等と企業との共同研究契約における特許出願と契約の在り方の検討結果を大学等の関係者に周知。

6	営業秘密管理のワンストップ支援の拡充	営業秘密管理を含む知財戦略の相談窓口及びポータルサイトにおいて、引き続きホームページ上での情報発信及び全国各地でのセミナー開催、e ラーニングコンテンツの提供等、中小企業を念頭に置いた普及啓発を実施する。（短期・中期）	企業における総合的知財戦略の取組を支援するため、全国各地でのセミナーを開催するとともに、e ラーニングコンテンツの提供等、ポータルサイトにおける情報をより充実。
---	--------------------	---	--

第 2. 知財意識・知財活動の普及・浸透

2-1. 知財教育・知財人財育成の充実

	項目名	施策内容	実施状況
7	知財教育プログラムの国際化	我が国の知財システムをグローバルに展開するとともに世界の優れた知財人材を確保すべく、海外の学術・研究機関等と連携して英語による知財教育プログラムを開発し、この知財教育プログラムを着実に実行する体制を整備すべく検討し、必要な措置を講ずる。（短期・中期）	英語による知財教育プログラムを着実に実行する体制の整備に向けて、英語知財教材及び英語知財研修プログラムの開発を着実に実施。
8	未成年発明の保護環境の整備	教育現場において未成年者により創作されたいわゆる未成年発明について、プライバシーの保護及び未成年者による創造活動の更なる活性化の両方の側面から、特許公報における住所、法定代理人等の記載の在り方について検討する。（短期・中期）	プライバシーの保護及び未成年者による創造活動の更なる活性化の両方の側面から、特許公報における住所、法定代理人等の記載の在り方について検討中。

2-2. 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進

	項目名	施策内容	実施状況
9	戦略的な知財の普及活動	地域中小企業の知財活動の普及の障害の一つとなっている知財支援人材の不足を解消するため、中小企業に対して知財の普及活動を担う人材育成を推進する。（短期・中期）	中小企業向けの「グローバル知財マネジメント人材育成プログラム」により、必要な教材等の開発を実施。
10	デザイン・ブランドを活用した事業化支援の強化	地域の中小企業等による商品・サービスの高付加価値化及び新市場の開拓を支援するために、デザイン・ブランドを更に活用し、付加価値の高い商品開発、自社ブランドの構築、新分野の開拓や地域ブランドの創出等、事業化に向けた支援を一層強化する。（短期・中期）	地域の中小企業等による商品・サービスの高付加価値化や新市場開拓を支援するため、地域の特性に応じたデザイン・ブランドを活用した事業を実施するとともに、地域団体商標の海外展開支援を実施中（2016 年度 11 団体）。
11	地域の知財支援体制の強化	各県の知財活動の活性化・レベルアップを促すため、地域知財戦略本部を活用して地方自治体を中心とする地域の関係機関との連携及び地方自治体同士の広域連携を更に押し進める。（短期・中期）	全国 9 地域に設置されている地域知財戦略本部を活用して地方自治体を中心とする地域の関係機関との連携及び地方自治体同士の広域連携をさらに押し進め、優れた取組事例を共有して横展開を図るなど、各県の知財活動の活性化・レベルアップを促す。

12	専門家の海外派遣	海外において我が国企業等を知財面で支援する体制の整備や特に中小企業等が知財を武器に海外展開する際の有用な情報提供のため、弁理士及び法曹有資格者を海外に派遣し、必要に応じて新輸出大国コンソーシアムの枠組みを活用するなど、現地大使館や J E T R O 等関係機関と連携することにより、在外における支援体制や取組の強化を図る。 (短期・中期)	弁理士を J E T R O の海外事務所へ派遣し、現地の知財情報の収集や日系企業への知財の支援等を実施。
13	新興国等における在外者の弁理士へのアクセス支援	グローバルな企業活動を促進するため、関係機関と連携しつつ、新興国も含めた外国へ弁理士を派遣するなど、在外者の我が国弁理士へのアクセスを支援することにより、外国において我が国企業等を知財面で支援する体制の整備を図る。(短期)	弁理士を J E T R O の海外事務所(タイ、インド)へ派遣するとともに、在外の弁理士を日本弁理士会の窓口とすることにより、現地の知財情報の収集や日系企業への知財の支援等を実施。 在外者の我が国弁理士へのアクセスを支援するため、日本弁理士会が新たに提供を開始した英語版弁理士ナビについて、海外での普及活動とあわせて、利便性の向上に向けた取組を実施。

第 3. コンテンツの新規展開の推進

3-1 コンテンツ海外展開・産業基盤の強化

	項目名	施策内容	実施状況
14	正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策	海外における正規版コンテンツの流通拡大のための取組みを促進するとともに、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛け等により、侵害発生国での模倣品・海賊版対策を強化する。（短期・中期）	経済産業省として、各産業界からの要望を踏まえ、日中間での政府間交流の場を通じ、模倣品・海賊版や冒認商標出願といった知財侵害について、インターネット上を含め、その対策強化に向けた協議を、2016 年 6 月に実施。
15		相手国政府との関係を強化し、海外での取締体制の支援を促進するため、取締機関職員を対象にした真贋判定セミナーや各種研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う。（短期・中期）	経済産業省として、各産業界からの要望や相手国政府からの要請等を踏まえ、侵害発生国の政府機関職員等を対象にした知財保護セミナーや真贋判定セミナーを、2016 年 7 月にベトナム及びミャンマーで、8 月にインドネシアでそれぞれ開催。 年度内にさらに侵害発生国の政府機関職員等を日本へ招へいし、日本の政府機関や産業界との意見交換の場を設置する予定。 侵害発生国における模倣品流通の抑止に向けて、当該国政府と日本政府及び日本企業等が協力し、共同事業の実施に向けた意見交換を 2016 年 7 月にベトナム及びミャンマーで実施。

16		海外における我が国企業の模倣品・海賊版対策を支援し、効果的な知的財産権保護を促進するため、現地における知的財産権制度、被害実態等に関する調査を実施する。（短期・中期）	経済産業省として、我が国企業の海外における知的財産権保護を支援するため、我が国企業の知的財産権の侵害が拡大している国を中心に、当該国の知財制度及びその運用、法令改正の動向、知的財産を巡る情勢や被害実態などの調査を実施する予定。
17		模倣品・海賊版を容認しない、購入しないという国民の知識と意識の更なる向上のため、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。（短期・中期）	知的財産権保護に対する消費者意識の向上を図るため、国内における消費者を対象とした模倣品・海賊版撲滅キャンペーンを 2016 年度末から実施予定。

第 4．知財システムの基盤整備

4－1．知財紛争処理システムの機能強化

	項目名	施策内容	実施状況
18	ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現	最低保障額としての通常の実施料相当額の認定の基礎として活用できるようにするため、通常の実施料のデータベース等の作成について、その可否も含めて具体的に検討を進める。（短期・中期）	通常の実施料相当額の認定の基礎となる資料について、事案の多様性等による実態反映の困難さ等の課題を踏まえつつ、その作成の可否も含めて検討。

19	権利付与から紛争処理プロセスを通じての権利の安定性の向上	侵害訴訟における技術的専門性を更に高める観点から、公平性、中立性、透明性等の課題を解消した上で、裁判所における更なる技術的専門性の向上や裁判所と特許庁との連携強化に取り組む。（短期・中期）	裁判官に対する説明会（特許異議申立制度、PBPクレームの訂正審決、PBPクレームに関する審査基準等）の開催や、国際知財司法シンポジウム（日米、日米韓等）への参加等、裁判所の更なる技術的専門性の向上や裁判所と特許庁との連携強化に向けた取組を実施。今後も国際知財司法シンポジウム（日欧等）の開催・参加等、同様の取組を実施予定。
20		安定した質の高い特許を増やしていく観点から、弁理士や出願人といった特許の出願側に一層の対応を促すとともに、特許庁における審査品質向上のためのこれまでの取組を更に進める。（短期・中期）	弁理士側の一層の対応として、日本弁理士会における必要な施策（明細書作成に関する研修の充実や中小企業等に対する費用助成の要件緩和等）の検討を実施。 また、出願人とのコミュニケーションの機会を利用して、安定した質の高い特許取得への一層の対応を促す。 更に、特許要件や記載要件等の判断を統一するための審査官協議等、審査品質向上のためのこれまでの取組を推進。

4-2. 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化

	項目名	施策内容	実施状況
21	特許・意匠・商標の品質管理	審査品質管理小委員会による改善提言を踏まえた、「審査の品質管理に関するマニュアル（品質マニュアル）」の改訂、適時・適切な品質監査の充実、特許審査の質についてのユーザー満足度調査の拡充等の品質管理の体制整備を通じて、一層質の高い審査結果を国内外に発信する。意匠・商標も特許と同様の施策を実施する。（短期・中期）	品質マニュアルの改訂を行い、ユーザー満足度調査や意見交換の内容等を充実化している。 今後は、ユーザー満足度調査や意見交換で得られたユーザーの声を品質管理施策に反映させる。また、本年度末までに適時に実施する品質監査のためのシステム機能を追加する。
22	事業戦略に対応するタイムリーな権利保護	戦略的な知財マネジメントの実践に向けて事業において活用される知的財産権のタイムリーな取得を支援するため、特許、意匠、商標に関する出願を一括して審査・権利化する「事業戦略対応まとめ審査」の更なる周知と利用の促進を図る。（短期・中期）	全国で開催される実務者向け制度説明会や業界団体・企業との意見交換の機会等を利用して、事業戦略対応まとめ審査の更なる周知と利用の促進を実施。
23	改訂審査基準の周知	2015 年の全面改訂後、請求項中に用途限定のある食品の発明が特許として認められるように更に改訂された特許審査基準について、国内外のユーザーに広く周知する。（短期）	昨年全面改訂され、また、新たに食品の用途発明が認められるように改訂された特許審査基準及びその英訳について、全国で開催される実務者説明会、業界団体向け広報媒体、外国の知財関連団体との意見交換会等を通じて、国内外のユーザーに広く周知。

24	新たな職務発明制度の周知	新たな職務発明制度について、昨年の法改正に基づき策定されたガイドラインを広く企業・従業者等に周知するとともに、企業等における職務発明に関する契約・勤務規則等の整備を支援する取組を進める。（短期・中期）	新たな職務発明制度について、説明会等を通じて、策定されたガイドラインを広く企業・従業者等に周知するとともに、知財総合支援窓口等を通じて、企業等における職務発明の社内規程等の整備を支援。
25	意匠制度・運用の見直しの検討	我が国ユーザーによる意匠制度の利用促進を図るため、利便性を向上させるべく、必要書類の電子的交換を可能とするデジタルアクセスサービスへの対応の検討を進める一方、例えば、図面提出の一部省略など、手続の簡素化等に向けた検討を行う。（短期）	図面提出の一部省略を含む手続の簡素化について、専門家を交えた調査研究に着手した。意匠分野におけるデジタルアクセスサービスの導入については、法改正及びシステム対応等、所要の検討を進める。
26	意匠分類の整備	意匠の国際分類を定めるロカルノ協定を適切に運用しつつ、国際意匠分類を細分化した分類について、分類付与のための定義を作成する。（短期・中期）	審査官の意見を踏まえ、国際意匠分類を細分化した分類案を作成するとともに定義案を作成した。国際意匠分類を細分化した分類及び定義案について改善を図る。
27		我が国ユーザーによる中国意匠公報等の調査効率を向上させるため、国際意匠分類を細分化した分類の中国意匠公報等への付与について引き続き検討する。（短期）	上記分類の作成状況を踏まえ、中国意匠公報等への当該分類の付与について引き続き検討。

28	商標審査基準の改訂	社会情勢等の変化に対応し、商標審査の予見可能性を向上させるとともに、ユーザーにとって明確かつ分かりやすい内容とする目的で改訂された改訂商標審査基準を英訳し、海外ユーザーへの周知を図る。（短期・中期）	ユーザーの要望・意見に基づいた前年度の商標審査基準の検討・改訂結果も踏まえ、引き続きその他の項目の改訂作業を進め、商標審査基準を改訂。2017年4月1日に改訂審査基準を施行予定。 また、改訂された商標審査基準については英訳して公表し、海外ユーザーへの周知を図る。
29	我が国の商標制度の発信	我が国企業のグローバルなブランド戦略を支援するため、新しいタイプの商標に関する制度の導入を予定している国に対して、国別の受入研修や意見交換等の機会を通じて我が国における制度導入の経験を共有する。（短期）	TPP 協定締約国等新しいタイプの商標に関する制度の導入を予定している国に対して、受入研修や派遣研修といった各種の研修を実施。また、様々な意見交換の場等を利用して、我が国の新しいタイプの商標の保護制度導入時における課題やその解決方法等について共有を図る。

特許庁として他機関に対して協力を行っていく施策

～特許庁として他機関（他省庁、外部機関）が主体的に実施する施策に適切に協力を行っていく施策～

第 1. 第 4 次産業革命時代の知財イノベーションの推進

1－2. オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進

施策名	施策内容	協力内容
1 知財人材によるコンサルティングを促進するための環境整備	中小・ベンチャー企業の知財マネジメントを経営の視点も含め総合的に支援するためのネットワークを構築すべく、研修の場などを通じて、弁理士と中小企業診断士との連携を強化する。（短期）	弁理士の継続研修の一つとして、中小企業診断士と連携した研修を実施し、弁理士に対する受講を促進するとともに、日本弁理士会と中小企業診断協会の協定に基づいて、地方支部間の覚書の締結を一層進める等、更なる連携を推進。

第 2. 知財意識・知財活動の普及・浸透

2－1. 知財教育・知財人財育成の充実

項目名	施策内容	協力内容
2 大学等における知財教育の推進	知的財産に関する科目の必修化を採用し、教育関係共同利用拠点にも認定された大学での取組の事例、あるいは先進的な取組を展開する高等専門学校等の事例等を参考にしつつ、知的財産及び標準化に関する科目の開設等の自主的な取組を進めていくことを促す。（短期・中期）	先進的な取組を展開する工業高等専門学校の事例、又は知的財産に関する科目の必修化を採用し教育関係共同利用拠点にも認定された大学での取組等の知財教育の事例を適宜収集し、良い事例について大学等に周知。

3	知財教育コンソーシアム(仮称)の構築	知財教育推進コンソーシアム（仮称）を活用し、各教科等で活用可能な知的財産に関する話題も含め、教育現場に提供できる知財教育に関連するコンテンツを幅広く集約し、広く周知する。（短期・中期）	内閣府が構築を予定している知財教育推進コンソーシアムに対し、各地域における知的財産に関する教育の実践の好事例を収集する面から協力していく予定。
---	--------------------	--	---

2-2. 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進

	項目名	施策内容	協力内容
4	戦略的な知財の普及活動	地域中小企業及びその支援者の知財意識を高めることにより知財への適切な取組を促すため、知的財産管理技能士資格の取得を奨励する。（短期・中期）	知財管理技能士の検定等を実施する機関の取組を、知財総合支援窓口等の関係機関や金融機関向けセミナー、シンポジウム等においても周知する等の協力を実施。
5	知財紛争処理に関する支援(訴訟費用保険)	中小企業が知財紛争に要する費用の問題に対応するため、中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険の一層の整備に向けた民間の取組の普及や支援について具体的に検討を進める。（短期）	2016 年度より運用が開始した海外知財訴訟費用保険制度の中小企業への普及を促進するため、同保険制度を実施する、中小企業等を会員とする全国団体と連携し、中小企業に対する同制度の情報を積極的に発信する。さらに、同制度に対する適切な支援を行うため、中小企業のニーズの収集・分析を同全国団体と連携して実施する。
6	知財紛争処理に関する支援(知財専門家へのアクセス支援)	地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制の充実を図る。（短	知財紛争処理の実績の有無から弁理士を検索する方法を含め、日本弁理士会の提供する弁理士ナビを地方の中小企業等に向けて周知する活動を

		期・中期)	実施。
7	戦略的な知財活用を支援できる弁理士の育成研修 (産業界との意見交換)	知的財産とビジネスの両方の視点に立って中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を支援できる弁理士の育成の強化を図るため、中小企業のみならず大企業も含んだ産業界との意見交換等を実施し、その意見を研修カリキュラムに反映する等により、弁理士向けのコンサルティング研修の充実を図る。 (短期・中期)	弁理士の継続研修の一つとして、実践的な知財経営に関する研修を実施し、弁理士に対する受講を促進。 同研修の充実を図るべく、日本弁理士会における産業界との意見交換の実施及びその結果を踏まえた研修カリキュラムの検討を促進。
8	戦略的な知財活用を支援できる弁理士の育成研修 (収益構造の見直し)	弁理士が「知的財産に関する専門家」として、オープン＆クローズ戦略等の標準化や営業秘密としての秘匿化も含めた知的財産の保護・活用の支援を行っていくための環境整備として、同内容に関する弁理士向けの研修を一層充実させるとともに、出願業務に依存した収益構造の見直しに向けた取組の強化を図る。(短期・中期)	弁理士の継続研修の一つとして、オープン＆クローズ戦略等に関する研修を実施し、中小企業から依頼を受けている弁理士等、戦略的な知財相談を実施する蓋然性の高い弁理士に対する受講を一層促進する取組を促す。 出願業務に依存した弁理士の収益構造の見直しに向けて、戦略的な知財相談を実施する能力育成のための研修実施とあわせて、必要となる施策（業務マニュアルの充実、弁理士業務の周知等）を検討。
9	国際化に対応できる弁理士育成の強化	我が国の知財法制の海外発信、海外知財情報の取得等を視野に入れ、国際化に対応できる弁理士の育成を強化・促進する。(短期)	弁理士の継続研修の一つとして、外国の弁理士と連携する等により、海外の知財制度・実務に関する研修を実施し、弁理士に対する受講を促進。

第 4. 知財システムの基盤整備

4-1. 知財紛争処理システムの機能強化

	項目名	施策内容	協力内容
5 (再掲)	中小企業等支援(訴訟費用保険)	中小企業が知財紛争に要する費用の問題に対応するため、中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険の一層の整備に向けた民間の取組の普及や支援について具体的に検討を進める。(短期)	2016 年度より運用が開始した海外知財訴訟費用保険制度の中小企業への普及を促進するため、同保険制度を実施する中小企業等を会員とする全国団体と連携し、中小企業に対する同制度の情報を積極的に発信する。さらに、同制度に対する適切な支援を行うため、中小企業のニーズの収集・分析を同全国団体と連携して実施する。
6 (再掲)	中小企業等支援(知財専門家へのアクセス支援)	地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制の充実を図る。(短期・中期)	知財紛争処理の実績の有無から弁理士を検索する方法を含め、日本弁理士会の提供する弁理士ナビを地方の中小企業等に向けて周知する活動を実施。